

制限付一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 不用物品売払（測定機器等）
- (2) 作業内容 不用物品の回収（仕様書のとおり）
- (3) 入札方法 制限付一般競争入札
- (4) 予定価格 事後公表
- (5) 仕様書等 本市ウェブサイト（管理課ページ）へ掲載する。

2 契約条項を示す場所

- (1) 場 所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所12階 企画財政部資産経営室管理課
- (2) 公 告 日 令和7年8月27日（水）
※ 同日中に、本市ウェブサイト（管理課ページ）にも掲載する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 東大阪市財務規則第88条の2第1項の規定により令和6年・7年・8年度東大阪市入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 仕様書に示す当該作業において、仕様書及び関係法令を遵守し、当該作業執行にあたることを誓約できること。

4 スケジュール

項目	日程	手続の方法	詳細
現地見学受付	令和7年9月1日（月）午前9時から午後5時30分まで	担当課へメール	5 を参照
質疑受付	令和7年9月8日（月）午前9時から午後5時30分まで	担当課へメール	5 を参照
入札参加資格 審査申請	令和7年9月16日（火）及び令和7年9月17日（水）各日午前9時から午後5時30分まで（郵送の場合は上記期間中に必着）	左記期間内に担当課へ持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留郵便とすること）	6 を参照
入札参加の辞退	令和7年9月25日（木）入札開始まで	担当課に連絡	6 を参照
入札及び開札	令和7年9月25日（木）午後2時	別館2階第1入札室	7 を参照

5 現地見学及び質疑について

- （１）入札参加を希望する者のうち、引渡し場所及び売買物品の現地見学を希望する者は、本市担当課（「17 担当課」参照）までメールにてその旨を記載し、令和7年9月21日（月）午前9時から午後5時30分までに送信し、電子メール送付の電話連絡を本市担当課へ行うこと。現地見学は令和7年9月4日（木）に実施するが、現地見学の時間は本市が決定するものとし、現地見学時に質疑を行うことは不可とする。
- （２）入札参加を希望する者が質疑を行う場合は、質疑書（様式4）により本市担当課までメールにて令和7年9月8日（月）午前9時から午後5時30分までに送信し、送信後、電子メール送信の電話連絡を本市担当課へ行うこと。また、質疑に対する回答については、令和7年9月11日（木）までに本市ウェブサイト（管理課ページ）にて公表する。質疑に入札参加者名を特定できる内容等が含まれる場合は、回答の際に一部加工することがある。なお、質疑がない場合並びに見解を異にする場合は、本市の決定に基づいて行い、入札をした者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 入札参加資格審査申請に関する事項

- (1) 入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

様式	書類の名称	注意事項
様式 1	入札参加申請書	・ 押印省略可。 ・ 記入する申請日は「令和 7 年 9 月 1 6 日」又は「令和 7 年 9 月 1 7 日」とすること。
様式 2	誓約書	・ 押印省略可。 ・ 記入する誓約日は様式 1 と同様とする。
様式 3	受付票	商号又は名称を記入すること。
	7 6 0 円分の切手を貼った長 3 号封筒（速達の簡易書留）	入札参加確認通知書の返信用封筒に使用するので、宛名を記入しておくこと。

※ 各様式は、本市ウェブサイト（管理課ページ）からダウンロードすること。

- (2) 入札参加資格審査申請の場所及び日時

ア 申請場所 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市役所 1 2 階 企画財政部資産経営室管理課

イ 申請期間 令和 7 年 9 月 1 6 日（火）または令和 7 年 9 月 1 7 日（水）各日午前 9 時から午後 5 時 3 0 分までに持参又は郵送すること。郵送の場合は簡易書留郵便とし、上記期間中に必着とすること。

- (3) 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請に係る提出書類により入札参加資格を審査し、その結果通知を令和 7 年 9 月 1 8 日（木）までに発送する。

- (4) 入札参加資格を認めなかった理由の説明に関する事項

ア 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

イ 前号の説明を求める場合は、令和 7 年 9 月 2 2 日（月）までに本市担当課まで書面を持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、簡易書留郵便とし、提出期限内必着とする。

ウ 説明の求めがあった時は、令和 7 年 9 月 2 4 日（水）までに回答書を発送する。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格審査申請書類を提出後、入札の参加を辞退する場合は、令和7年9月25日（木）入札開始までに電話にて本市担当課に連絡の上、入札辞退届を提出すること。

7 入札及び開札の場所及び日時等

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
 東大阪市役所 別館2階 第1入札室
- (2) 日時 令和7年9月25日（木）午後2時（時間厳守）
- (3) 開札 入札直後同室で入札者立会の下で行う。

8 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱により入札参加停止となった者
- (2) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱により入札参加除外となった者
- (3) 入札参加資格審査申請期間に申請しなかった者
- (4) 入札の指定場所及び指定日時に出席しなかった者
- (5) 入札に参加することが適正でないと決定された者

9 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第96条第2号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第102条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 入札の方法

- (1) 入札に遅刻又は無断で欠席した場合は、無効とする。
- (2) 入札書に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額を、算用数字を用いて記入し、金額の冒頭には必ず¥マークを記入すること。
- (3) 入札者は、入札済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
(入札書は、入札室に用意してある入札箱に投函すること。)
- (4) 入札用紙は必ず交付した規定の用紙に限ること。
(件名、金額、日付の間違い及び訂正、追記、挿入、押印洩れ等は、無効となるので注意すること。)

(5)本市届出印以外の印鑑を用いて入札する場合は、代理人により入札することができる。

その場合、委任状を提出しなければならない。委任状には次に掲げるものを記載し、本市届出印及び代理人印を押印すること。

①入札日及び件名

②届出の商号又は名称及び所在地

③代表者又は受任者（支店等で届出されている場合）の職及び氏名

④代理人の氏名

※ 本市届出印を入札書に押印する場合、委任状は不要。

※ 入札書、委任状は入札参加確認通知書送付の際、同封する。

1 2 落札者決定方法

(1) 落札者の決定は本市予定価格以上の最高額をもって入札した者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上の場合は、クジにより落札者を決定する。

(3) 入札結果は、本市ウェブサイト（管理課ページ）で公表する。

1 3 契約事項

(1) 落札者決定後、東大阪市財務規則第111条の規定により契約書を作成する。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の3に相当する額以上とする（1円未満の金額は、1円に切り上げ）。

ただし、契約金額が500万円未満の場合は契約保証金を免除とする。

1 4 売買代金の納付

(1) 売買代金は、契約締結後、本市が発行する納付書により、指定された期日までに本市の指定する金融機関に支払わなければならない。

1 5 所有権の移転及び引渡しについて

(1) 売買物品の引き渡しは、契約締結後、本市が売買代金の納付を確認した後、直ちに行うものとし、所有権は売買物品を引渡しした時点をもって落札者へ移転する。

(2) 前号の引渡しは、本市が指定する日時・場所において、落札者または落札者から引渡しの代理を受けた者へ売買物品を引渡すことにより実施する。

(3) 落札者は、何らかの事情により本市が売買代金の納付を確認した後、直ちに売買物品の引渡しを受けられない場合は、「保管依頼書」を提出すること。

(4) 落札者は、売買物品の所有権移転前に、当該物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡・売買することはできない。

(5) 売買物品の引渡し費用は落札者の負担とする。

1 6 その他

(1) 地方自治法及び同法施行令、東大阪市財務規則のほか、本売払業務に関係する一切の法令を遵守すること。

(2) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。

①親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

②親会社を同じくする子会社同士の者

③一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

④一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

1 7 担当課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市企画財政部資産経営室管理課

TEL 06-4309-3125

メールアドレス kanri@city.higashiosaka.lg.jp

管理課ウェブサイトアドレス

http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/5-7-0-0-0_1.html